

## 社会福祉法人若葉会役員・評議員報酬規程

第 1 条 この規定は、社会福祉法人若葉会の評議員・理事・監事としての報酬規程である。

第 2 条 この報酬とは、評議員・理事・監事の業務に関する報酬である。

2 この規程における役員の年間の役員報酬（交通費及び日当を含む）の総額は 400 万円以内とする。

この規程における評議員の年間の役員報酬（交通費及び日当を含む）の総額は 30 万円以内とする。

3 報酬額については別表 1の額とする。

4 理事長の報酬については前項に加え、その勤務時間数に応じて別表 2 のとおりとする。

第 3 条 常勤職員が役員・評議員を兼ねている場合は、役員報酬は支給しない。

第 4 条 非常勤職員が役員・評議員の場合は、各施設の業務についている場合その業務について各施設からの報酬は別途支給する。

第 5 条 評議員会・理事会・監事会開催時には、交通費並びに日当を支給する。

2 その額は、旅費規程の旅費支給基準による。

第 6 条 この規程に定めのないものに関しては、理事長の専決事項とし、後に開催される評議員会・理事会において承認を得ることとする。

附則 この規程は平成 29 年度に行われる最初の評議員会・理事会において承認を受け、平成 29 年 4 月 1 日に遡って適用する。

2 平成 30 年 4 月 1 日 一部改訂

3 令和 2 年 4 月 1 日 一部改訂

4 令和 3 年 4 月 1 日 一部改訂

別表 1

(単位・円)

役職	常勤・非常勤	支給額	支給日	
評議員	非常勤	15,000	6月末・3月末	年2回
理事	非常勤	<u>40,000</u>	6月末・3月末	<u>年2回</u>
	常勤	0		
監事	非常勤	<u>40,000</u>	6月末・3月末	<u>年2回</u>
理事長	非常勤	60,000	月末	毎月

別表 2

月の勤務時間数	月 額
50 時間未満	150,000 円
50 時間以上 75 時間未満	200,000 円
75 時間以上 100 時間未満	250,000 円
100 時間以上	300,000 円